十年一昔（その三十一）

―横芝小奉安殿と護国神社―

給食センター小沢所長寄稿

銚子方面に向って、本町交差点を過ぎると間もなく左手に四所神社の森が見えます。

この境内右手には、護国神社と刻んだ碑が建っていて、その奥には石の玉垣に囲まれた干木を組み勝男木を戴いた白木造りの社殿が見えます。社殿保護のためでしょうか鉄骨の柱と屋根などがこの社殿を被っています。これが横芝町三百八十余柱の英霊を祭神とする横芝町護国神社です。そしてこの社殿は、横芝小学校奉安殿をそのままの姿に移築したものです。

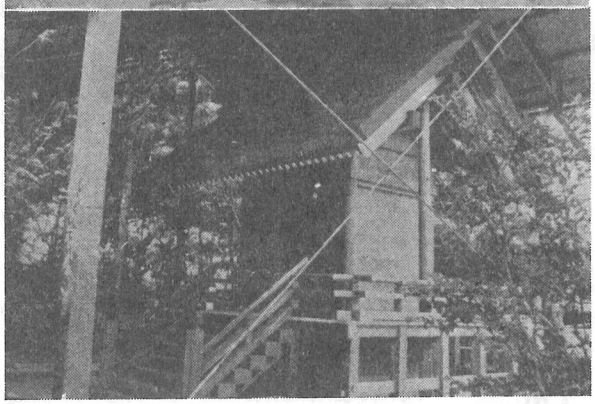

終戦までは、何処の公立学校にも、国から頂った天皇皇后両陛下のお写真が保管されていて、国の祝祭日には全校の職員児童生徒が一堂に集まり、お写真を正面に飾って式典を催していました。お写真は御真影（ごしんえい）と呼んで普段は校舎と別棟に蔵ってありました。この建物が御真影奉安殿なのです　式典の日に礼服に威儀を正した校長先生が白手袋の両手を目よりも高く捧げて、奉安殿から式場へ御写真を移す様子は随分厳かなものでした。学校の当直日誌には第一項に「御真影奉安殿御異状なし」等と記入されていました。そうして大切にされていた奉安殿も終戦と共に意義が薄らぎ、遂に進駐軍指令により取こわされることになりました。取こわし指令の噂は既に町にも流れていました。そんな時、戦没者遺族を主体とする町民の中から「こわしてしまうのは惜しい、遺族の心の寄所として残したい。」という声が出てきました。此の建物の中に在った写真を、神と崇めその人の万才を叫びながら散華していったと聞かされている英霊のことを考えると何か断ち切れない愛着があったのだと思います。

昭和二十一年の秋、速刻解体という指令を受けた役場では拒否できない指令を考慮しながらも遺族の胸中を思いやり、これを建てた当時の職工組合長菅沢利重氏を招いて「復元可能に解体」という相談を持ちかけました。事情を聞いた菅沢氏は「やって見ましょう」と折柄着工中の仕事を中止して入念な解体作業にかかりました。幸いこれと言ったき損もなく解体できましたので「解体材料の保管を一任」という形で事実上遺族会が払下げを受けて暫く四所神社に保管していたのです。

其後町村合併等もあり、何時か十数年経過した昭和三十六年二月頃、護国神社建立の話が出始めてきました。特に遺族会では再三役員会を開き、会長さんや事務長さんは千葉護国神社の宮司さんを訪れて、いろいろ指導を受けて横芝町護国神社建設奉賛会を作り、一般町民にも協賛の呼びかけを行ったところ、殆んどといってよい位町民の支援を得ましたので、かねて保管中の横小奉安殿解体材料を社殿用材とすることに決まり、昭和三十六年十二月菅沢利重氏の手により社殿が完成、翌年四月二十日、千葉県護国神社宮司を招いて英霊を分祀し横芝町護国神社鎮座祭を執行したのです。

写真上は、横小奉安殿完成時のもので神官の左隣り国民服の人は浅井泰治校長、後列右から五人目は職工組合長菅沢利重氏、神官の押尾真澄氏他著名な方々の顔が大分見えます。尚この辺りは、現在プールになってっいます。

写真下は、横芝町護国神社、鉄骨屋根で保護された下に見えるのが奉安殿（上の写真参照）を復元建立した社殿です。

◉本稿取材に当り遺族会田中忠治氏、両国新田菅沢利重氏の御協力をいただきました。

印鑑証明等は次の点に注意!!

最近、印鑑証明書の発行が非常に多くなってきました。印鑑証明を受けようとする場合は、次のことに留意して下さい。

◇**印鑑登録及び改印の場合**
登録する印鑑は、偽造されやすい三文ばんや、すり減ったり破損したもの、ゴム印その他印形の変化しやすいものは登録できません。

◇**登録、改印の際は**、保証人が必要です。保証人は当町に印鑑登録をしている者であって、申請書に連署押印（登録済の印）して下さい。

◇**証明書交付申請の場合**
登録済の印鑑を必ず持参して下さい。

◇**登録・改印・証明書の交付申請の場合**は、必ず本人がおいで下さい。本人が病気またはやむを得ない場合は代理人が本人に代ってすることができます。ただしこの場合は、本人がみずから書き押印した委任状を必ず提出して下さい。委任状には、二十円の収入印紙を貼って下さい。

◇未成年者の場合は、親権者の同意書が必要です。

委任状の書き方

収入印紙
二十円

委　任　状

代理人住所
氏　　名　　生　年　月　日

私は、右の者を代理人と定め左記の事項を委任します。

記

一、印鑑証明○通申請および受領の件。

昭和　年　月　日

委任者住所
氏　　名

横　芝　町　長　殿

（注）用紙は便箋の大きさです。